

1. 第1回専門部会議事要旨及びご質問に対する回答等

(1) 第1回建設候補地選定専門部会(平成23年9月28日開催)議事要旨

1. 部会長の選任

部会長 : 松波委員

副部会長: 粕谷委員

2. 建設候補地選定専門部会の目的と作業計画

- ・適地選定の手順そのもの、一次選定などの選定条件そのものを意見募集の対象として公表するべきではないか(11月~12月)。
- ・第二次選定後に決まったことを広報するのではなく、選定の手順・考え方の段階から、アンケート・パブリックコメント、意見交換会等、意見を求める機会を用意した方が良い。
- ・スケジュールに別枠で「住民への周知・説明等」に関する項目も加え、平行して検討していくべきではないか。

3. 建設候補地選定の手順

- ・手順についての方向性、進め方は承認。次回は条件にあった用地、もしくは候補地を図面に落とす。
- ・市有地はどれくらい存在し、本検討にあたり情報はどの程度出せるのか?
- ・参考事例にある候補地への推薦(自薦)・公募はどういった経緯や内容で行われていたのか調べ、報告して欲しい。
- ・地元還元施設は地元にとって本当に必要なのか、検討することが望まれる。

4. 施設建設に必要な敷地面積とその組み合わせ

- ・本資料に提示された概算の規模について、あくまでも目安としての数値が一人歩きすることが懸念される。想定の数値であることの十分な説明を加えた方がよい。
- ・組み合わせによっては選定の条件も異なるのではないか。
- ・組み合わせ・施設形状については、施設整備基本計画専門部会での検討内容と連動していく。
- ・新たな施設建設にあたっては、大規模地震など、これまで「想定外」とされていたような事象をも考慮した安全策が必要ではないか。

5. 第4回委員会におけるご質問事項への回答

- ・メタン発酵施設の資料について、詳細な情報が必要。

以上

(2) 第1回施設整備基本計画検討専門部会(平成23年9月29日開催)議事要旨

1. 部会長の選任

部会長 : 細見委員

副部会長: 藤倉委員

2. 整備基本計画専門部会の目的と作業計画

- ・ごみメタン化施設の検討が後回し(2012年3月以降)になっているが、全く新しい施設なのでエネルギー回収推進施設と同時並行が望ましい。
- ・昨日の候補地選定専門部会を傍聴したが、どの位の規模(面積)が必要なかが決まらなると候補地選定専門部会が進まない。一極集中で行うのか。分散なのか、早めに方針を定めるべき。
- ・焼却炉とメタン化施設は、一体に整備するのが合理的である。

3. 計画施設規模について

□収集協力率について

- ・調布市と小金井市のプラスチック収集の協力率が高く、多摩市が低いのはなぜか。それぞれの収集方法を調べる必要がある。
- ・「協力率」という専門用語が突然出てきたら戸惑ってしまう。説明の時にわかりやすくする工夫が必要。
- ・実際問題、協力率30%以下の可能性が高いと思うので30%以下での検討が必要。
- ・設計の段階では余裕をみて協力率30%で施設を作るのが妥当。
- ・設計段階では余裕度や変動幅が必要だが、協力率50%位をベースとして検討する。

4. 計画ごみ質について

- ・多摩市のエコプラザ多摩では5t/日のプラスチックを処理している。他市の協力率を参考にすると町田市は10t/日×2系列が妥当ではないか。
- ・資源化基本計画を基本として実施していくべき。

5. 第4回委員会におけるご質問事項への回答に対する意見

□質問1への回答について

- ・メタン化施設では、設備の電気使用量が多いと聞いたことがある。電気を買うようなことにはならないか。
- ・②の北海道中空知衛生施設組合と⑥の京都府カンポリサイクルプラザを1年間通じてどうなのか再調査する必要がある。
- ・実際に稼動しているところの問題点を知りたい。

(次ページへ続く)

□質問2への回答について

- ・焼却炉のみ、焼却炉+メタン化施設の場合の維持管理に必要な値段と実績費はどのくらいか。
- ・どのような基準で選択すればよいのか。
(コスト面、環境面、搬出量、優先順位) Aパターン、Bパターンなど例をあげてほしい。

□質問3への回答について

- ・近年の焼却炉はガス化溶融炉が多い中、あえてストーカ炉にした自治体があるのはなぜか。

6. その他の意見

- ・メタン化施設を建設するならば、残渣を焼却するので焼却炉と同じ場所に建設するしかない。
- ・資源化施設は、分散して建設する方がよい。
→3箇所ぐらいに分散。リサイクル広場も3箇所ぐらい必要。
- ・町田市が生ごみ収集をなぜ断念したのか。
→視察した場所では、バケツで生ごみ収集を実施していた。人口の少ない田舎だから実施できた。町田市のような場所では臭気などの面で困難だと判断した。名古屋市でも検討していたが断念した経緯がある。
- ・生ごみ処理機が普及していない段階で生ごみ収集を始めるのは難しい。

以 上

(3)ご質問に対する回答等

ご質問①：

- ・適地選定の手順そのもの、一次選定などの選定条件そのものを意見募集の対象として公表するべきではないか。
- ・「住民への周知・説明等」についても併せて検討すべき。



回答等：

- ・「住民への周知・説明等」については当初より検討しておりましたが、建設候補地選定専門部会の動きとあわせて検討できるよう、当部会の資料にて整理し、計画していきます。
- ・適地選定の手順についても、今回第2回の部会でご了承を頂いた上で、広く一般に公表し意見を受け付ける形で進めます。(後の資料で詳細を記載しています)

ご質問②：

- ・市有地はどのくらい存在し、本検討にあたり情報はどの程度出せるのか？



回答等：

- ・今後、一次選定の結果が出た段階で、市が所有する用地についても合わせてお知らせできるように、検討と調整を進めていきます。

ご質問③：

- ・参考事例にある候補地への推薦(自薦)・公募はどういった経緯や内容で行われていたのか調べ、報告して欲しい。



ご質問③：

- ・北アルプス広域連合の当該報告書「ごみ処理施設建設候補地選定調査 報告書」によると、住民の理解を促進し課題認識を共有する手法の一つとして建設候補地の公募を実施したと説明されており、建設候補地選定の段階からインセンティブとの関連づけがあったとは判断できません。
- ・同様の事例として佐久市(長野県)があります。こちらの事例では、候補地を公募する段階において「熱エネルギーの有効利用」について言及しています。

事例①：北アルプス広域連合

- ・なお、現在は候補地が1箇所に絞り込まれ引き続き検討している段階にありますが、現在配布しているチラシには以下のような記述が見られます。

～ 大町市・白馬村・小谷村の皆様へ ～

ごみ処理広域化の現状について

北アルプス広域連合

3市村の皆様へお願い

地元の皆さんは、「ごみ焼却施設」への不安と、どこかに必要な施設であることとの理解の中で、判断されることとなります。

そのような地元の皆さんの思いを、3市村の皆様もご理解をお願いします。

今後、ごみ焼却施設建設を受け入れていただくことになった場合は、広域連合では、生活環境影響調査を行うこととしています。その中で把握した課題について地元自治会とよく協議し、必要な周辺環境の整備(緑地・公園化など)や地区の振興策についても、地元自治会と相談をしてみたいと思いますが、そのための一定の投資についても併せて、ご理解をお願いします。

ごみ問題は、現在稼働中の施設や計画中の地元だけの問題では決してありません。私たち、一人ひとりが、ごみを減らし、分別を徹底させ、**家庭や職場で出来ることに、これまで以上に取り組んでいく必要があります。**

事例②：佐久市

一般廃棄物中間処理施設(ごみ焼却施設)建設候補地を公募します

市では、将来に向け安全安心なごみ処理体制を維持して行くために、新たなごみ焼却施設の整備計画を進めています。

現在、主力施設である「佐久クリーンセンター」は、昭和59年の稼働以来、地元の皆様のご理解ご協力をいただき、26年を超える長い間事故や周辺環境への影響等の問題もなく安定的に運営をまいりました。

しかし、ごみ焼却施設の耐用年数は、一般的には30年程度と言われております。少なくとも5年を超える整備期間が必要となる新たなごみ焼却施設は、今から準備を進めなければなりません。

ごみ焼却施設は、市民生活に必要不可欠な施設であるにもかかわらず、未だにごみ処理という一面だけで迷惑施設と考へておられる方々もおり、建設候補地の地元合意形成を図ることは容易なことではありません。

こうしたことから、市では、ごみ焼却施設の整備について、多くの市民の皆さんに関心を持っていただくために、建設候補地を広く募集することとしました。

最新のごみ焼却施設は、高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、環境負荷の低減が図られるとともに、安全性にも十分配慮された施設です。また、ごみ焼却にともなう熱エネルギーを地域振興に有効活用することも可能です。

是非、建設候補地の応募について前向きにご検討をいただきますようお願いいたします。

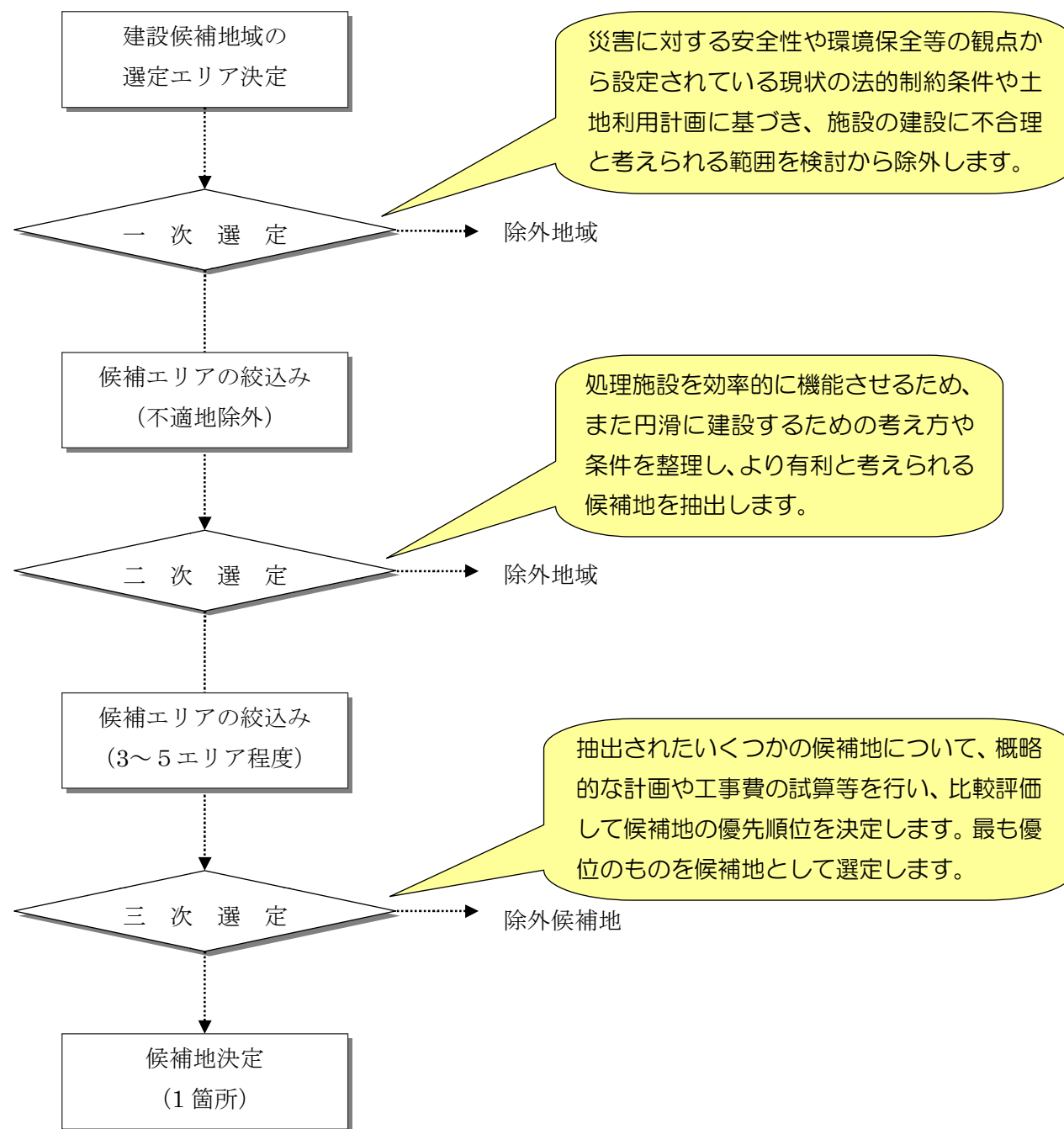
基本的考え方

1. 最新の焼却技術を導入し安全で安定な施設とします。
2. ごみの減量、資源リサイクルを踏まえ適正な施設規模とします。
3. 法令で定める排ガス等に係る基準を更に上回る自主基準を設け環境負荷の低減を図ります。
4. 施設の整備、運営に係る地区協定を締結し遵守するとともに、施設運営に関する情報は積極的に公開し、地元地域との信頼関係の構築に努めます。
5. **ごみ焼却にともなう熱エネルギーの有効活用を地元地域の皆様とともに検討します。**

2. 建設候補地選定の手順と作業計画(スケジュール)

(1) 建設候補地選定の手順

- ・建設候補地選定の手順とスケジュールを以下及び次ページのように再整理します。
- ・市民への意見聴取については、手順、考え方等の段階から広報を行い、なるべく早期から意見を受け入れられるよう配慮します。



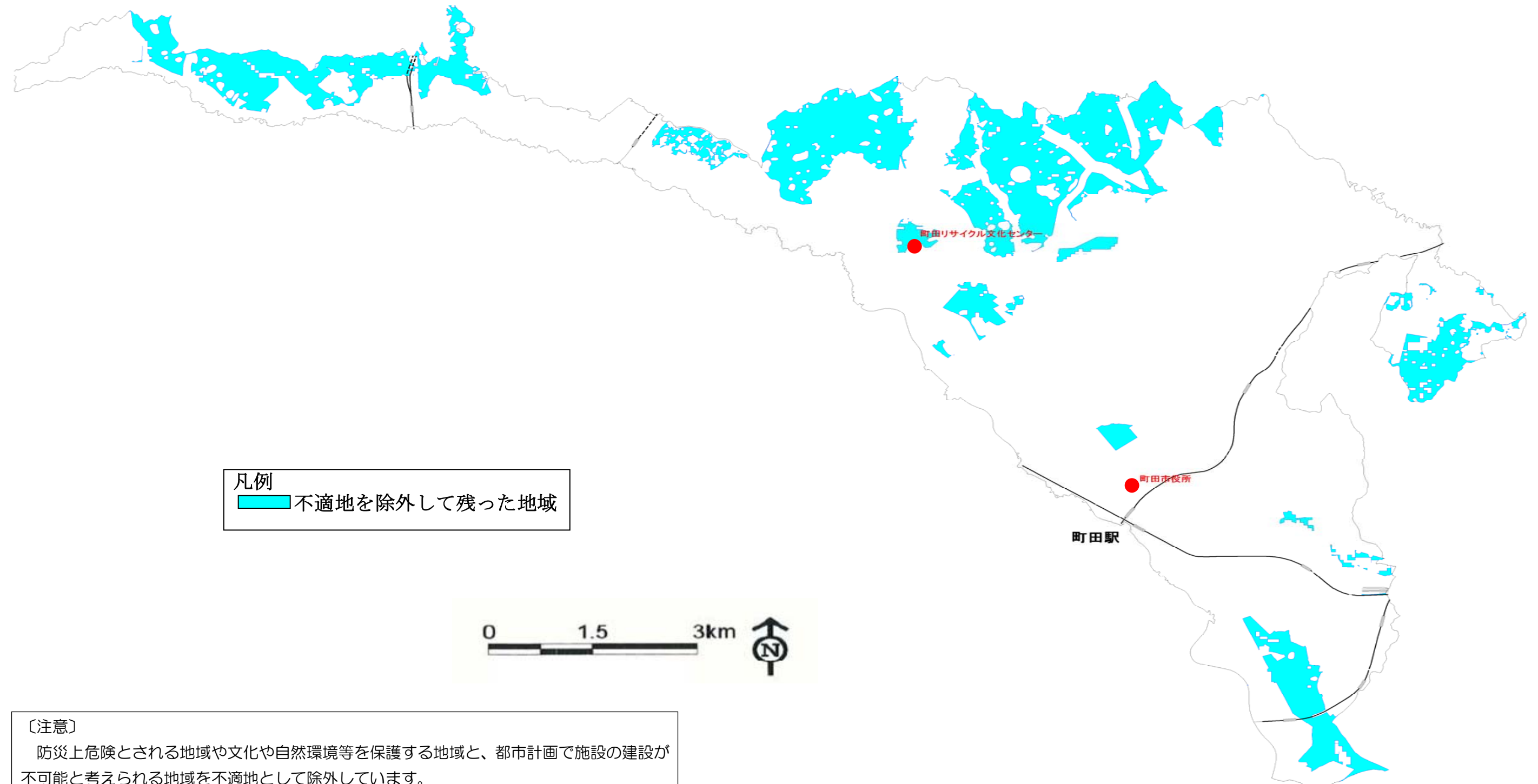
	検討項目	検討項目の詳細
一次選定	(1) 法的制約条件への適合	以下のエリアを除外する。 ①防災に関する地域（浸水予想区域、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）（洪水ハザードマップ） ②自然保護に関する地域（国定・国定公園区域、県立自然公園区域、自然環境保全地域） ③鳥獣保護に関する地域（鳥獣保護区域内の特別保護地区） ④文化財保護に関する地域（埋蔵文化財、国指定文化財、県指定文化財） ⑤農業地域（農用地区域） ⑥森林地域（保安林） ⑦世界遺産：緩衝地帯
	(2) 災害・環境に対する安全性	以下のエリアを除外する。 ①活断層からの距離：50m 以内（都市圏活断層図） ②湿地：湿地範囲 ③水道水源の取水地点：半径 1 km 以内
	(3) 既往の土地利用との整合	①既往の土地利用との整合を考慮し、住居系地域、商業系地域は原則的に除外する。（町田都市計画図） ②市街化調整区域において、都市計画公園、都市計画緑地は除外する。
二次選定	(4) 物理的制約条件への適合	施設を建設するために最低限必要となる面積を確保できる箇所を選定する。 用地確保が困難な場合や収集・運搬効率を考慮した場合、数箇所に分散して整備する可能性がある。
	(5) 収集・運搬の効率	2車線道路からの距離を考慮し、以下のエリアを除外する。 ①2車線道路からの距離：500m※以上 ※数値は、今後の検討で適切なものを定める
	(6) 地形・地質条件	地形勾配が大きく、建設に不適と考えられるエリアを除外する。 ①勾配：20%以上
	(7) 用地取得の可能性	現在の市有地の活用について検討する。
三次選定	(8) 評価項目の重みづけ	機能面、環境面、土地利用面、経済面、維持管理面、余熱等利用面などのうち、候補地選定の視点として重視すべきものの重み付けを行う。
	(9) 比較評価	上記の視点から候補エリアの評価を行い、比較して最も合理的と考えられる箇所を選定する。

(2)作業計画(スケジュール)

年月	建設候補地選定専門部会 検討テーマ	広報等	整備基本計画専門部会 検討テーマ
2011年	9月 28日：第1回専門部会 (1)当専門部会の目的と作業計画について (2)建設候補地選定の検討手順の検討		29日：第1回専門部会 (1)専門部会の目的と作業計画 (2)部会検討手順 (3)計画施設規模 (4)計画ごみ質
	10月 24日：第2回専門部会 (1)選定の手順と作業計画(広報と意見聴取について) (2)一次選定(案) (3)関連して取り扱う事項に関する説明		31日：第2回専門部会 (1)処理方式について (2)メーカーアンケート項目と内容検討
	11月 25日：第3回専門部会 ○参考事例施設見学会	・建設候補地選定に関する意見募集を行う手法 ①自治会連合会を通じての周知 ②広報まちだ ③ホームページ上での広報 ④まちテレ	
	12月 (14日：専門部会予備日)	・募集意見の取りまとめ	8日：第3回専門部会 (1)メーカーアンケート結果整理・比較検討 (2)処理方式決定
2012年	1月 第4回専門部会 (1)意見募集の結果について (2)一次選定 (3)二次選定(案) (4)候補地選定後、実際の施設の建設までに実施する「生活環境影響調査」について、情報を共有する。	・一次選定結果に関する広報、パブリックコメントの開始 ・二次選定(案)の候補地域との意見交換会の開始	第4回専門部会 ・エネルギー回収施設 計画概要策定
	2月	・意見交換会の意見、パブコメ意見の整理、とりまとめ	
	3月 第5回専門部会 (1)二次選定 (2)候補地選定に並行し、「周辺環境・景観への配慮」について、施設建設時に必要な対策等をまちづくりの観点から考え、情報を共有する。 (3)三次選定評価(案)		第5回専門部会 ・ごみメタン化施設 計画概要策定
	4月 第6回専門部会 ・建設候補地の選定		
	5月	・建設候補地選定結果の公表(検討委員会での確認を踏まえ、委員長より市長に答申)	第6回専門部会 ・資源化施設 処理フロー・処理方式決定
	6月 第7回専門部会 ・周辺施設の整備の方向性について、詳細を詰める事項を確認、整理		
	7月		第7回専門部会 ・施設運営計画の検討
	8月		第8回専門部会 ・施設基本計画素案検討
	9月	・施設基本計画素案に関する広報、パブリックコメントの開始	
	10月		第9回専門部会 ・パブリックコメント内容検討
11月		第10回専門部会 ・施設基本計画決定	

3. 建設候補地一次選定(案)

- ・現時点での検討項目に基づく一次選定の結果は、以下の通り想定されます。
- ・現状では土地の形状を考慮に含めていませんが、島状に存在する小規模敷地以外は、おおむね50,000㎡程度の面積を確保可能と考えられます。



凡例
■ 不適地を除外して残った地域

〔注意〕
防災上危険とされる地域や文化や自然環境等を保護する地域と、都市計画で施設の建設が不可能と考えられる地域を不適地として除外しています。
※「現在、建物が建っているか」や「施設として使われているか」、また「土地の所有者が誰か」などは考慮しておりません。

4. 関連して取り扱う事項について

本部会では、「生活環境調査」などに関する基本的な情報を共有することが建設候補地選定の議論を頂く際に役に立つ可能性があることから、まずそのような場を設けることから始めたいと考えております。

(1)生活環境影響調査

■概要

- 今後、資源循環型施設（ごみ処理施設）の建設を行うためには、周辺の環境を保全し生活環境への影響を最小化するため、環境省の「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月）に基づいて「生活環境影響調査」を実施します。
（規模に応じ、「東京都環境影響評価条例」に基づいた環境アセスメント（環境影響評価）が必要となる場合もあります。）
- 調査は、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質等の項目について行います。以下に、標準的な調査項目を示します。調査の結果、影響が大きいと予想される事項については、環境保全措置を施すことを引き続き検討することとなります。

表 2 - 1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因						
	生活環境影響調査項目	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行	
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
		二酸化窒素 (NO ₂)	○			○	
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目 注)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
振動	振動レベル			○		○	
水環境	水質	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○			○	
		生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		○			
		浮遊物質 (SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目 注)		○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。
たとえば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類などがあげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-P を含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) などがあげられる。

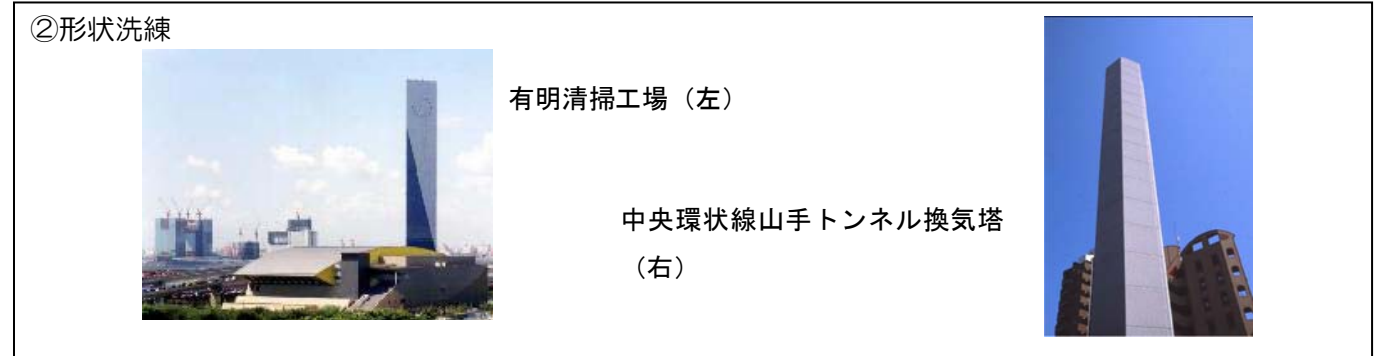
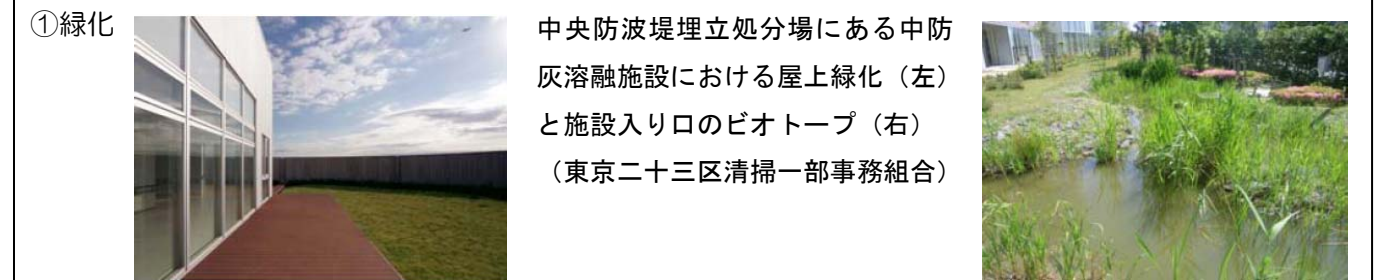
■本専門部会における検討のレベル

- 今後（現在の予定では平成 26~27 年度）、生活環境影響調査を実施するに先立ち、特に詳細な調査が望まれる事項や早めの検討が必要と考えられる事項についてご議論をいただきます。
- ご議論の結果については要点を整理し、今後の計画検討に反映して参ります。

(2)周辺環境・景観への配慮

■概要

- これまで我が国では、ごみ処理関連施設や下水処理場等の建設において周辺環境・景観等への配慮が少なかったと考えられ、ネガティブなイメージを持たれることが多々あったと考えられます。
- これに対し、最近の類似事例においては施設の形状洗練を図ったり、緑化・修景に配慮して周辺のまちづくりとの整合性を高めたりして、良好な生活環境づくりに積極的に寄与しようとするものもあります。



■本専門部会における検討のレベル

- 今後、施設整備に関する様々な検討が行われることとなりますが、これに先立ち、特に検討が重要と考えられる事項について、その項目や対処の考え方のご議論をいただきます。建設候補地の選定にあたり、施設を受け入れる地域の方々にとって重要な関心事であると考えられるからです。
- ご議論の結果については要点を整理し、今後の計画検討に反映して参ります。

(3)施設の付帯機能について

■概要

- ・これまでの資源循環型施設（ごみ処理施設）の整備においても、その施設の特性を活かした学習施設としての機能をあわせ持たせることは行われてきました。
- ・余熱を利用する「温水プール」等の施設を併設する事例も多いですが、施設の老朽化に伴って維持管理費が膨張する問題も顕在化しつつあります。
- ・最近では電気自動車への充電スタンドを整備する取り組みも行われていますが、これは焼却施設にて発電する電力を活用したものです。ごみ処理施設は、大きな熱と電気を生み出すことが出来る独立したエネルギー供給源でもあることから、災害時等の地域防災拠点として地域に貢献していくことも考えられます。

<環境学習施設>



多摩清掃工場の見学会の様子
(平成 21 年度の見学者は 2682 人)

<余熱利用>



町田市立室内プール（町田リサイクル文化センターの余熱を利用）

<電力活用>



電気自動車への充電スタンド



<防災拠点>

東京二十三区清掃一部事務組合は、東京都と「大規模災害時における清掃工場の使用に関する協定」を締結している。

[協定の目的]

大規模災害時における救出救助部隊・ライフライン復旧部隊等の活動拠点の確保

[清掃工場を利用するメリット]

- ・敷地内に部隊車両の駐車スペースが確保できるとともに、建物内の会議室等を隊員の待機場所として利用できる。
- ・24時間稼働しており、夜間休日に災害が発生した場合でも対応が可能である。
- ・全国から派遣される応援部隊にとって、工場の煙突がランドマークになる。

出典：「東京都HP 報道発表資料 [2008年3月掲載]
大規模災害時における応急復旧活動地点の確保について」

■本専門部会における検討のレベル

- ・今後の施設整備の検討に先立ち、あわせて備えるべき機能についてご意見を頂きたいと考えます。様々な機能を早期から統合的に考えることにより、よりコスト増を抑えられ、またよりまちづくりとの整合性が高い施設整備が可能と考えられます。
- ・ご議論の結果については要点を整理し、今後の検討への申し送り事項とします。